

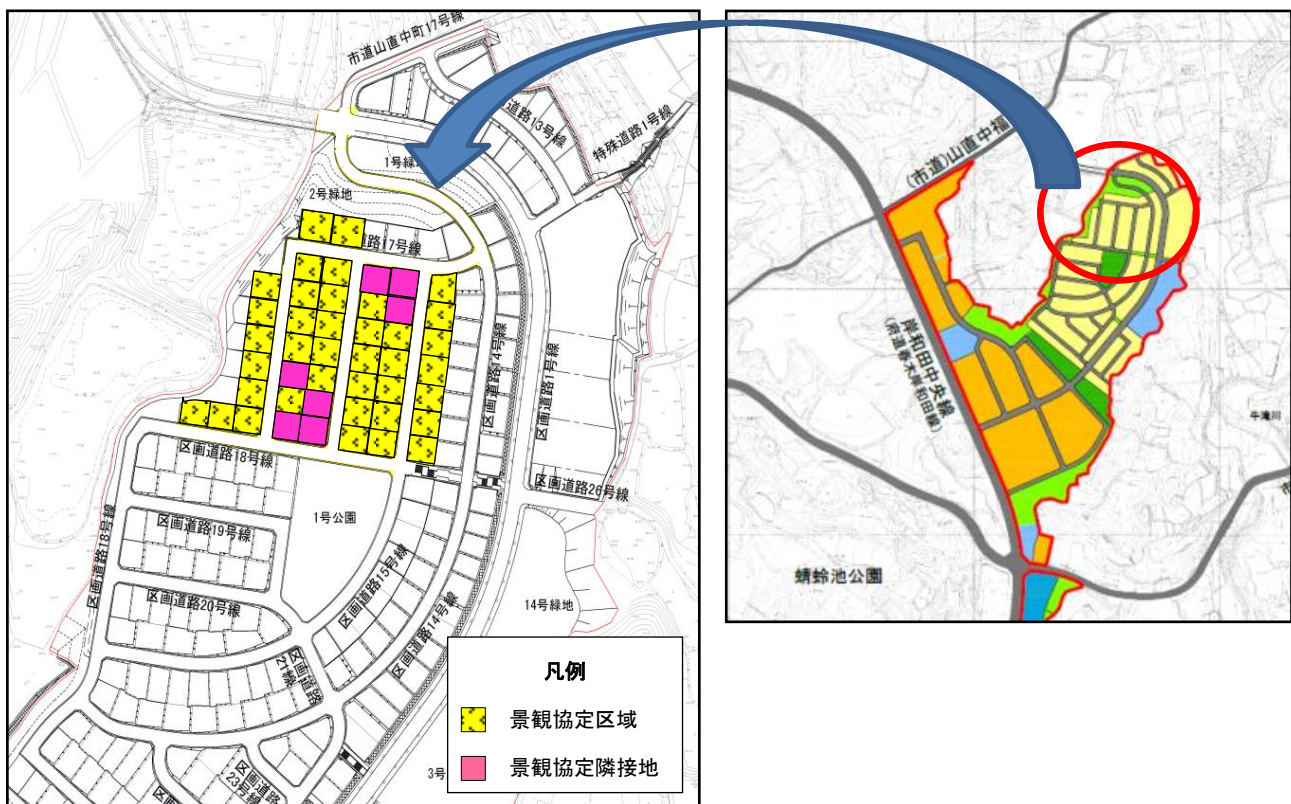
ゆめみヶ丘岸和田景観協定について

平成 31 (2019) 年 3 月 14 日
岸和田市まちづくり推進部都市計画課

景観協定とは、地区内のより良い景観の維持・増進を図るため、住民自らが地域の実情に応じたきめ細かなルールを定める事ができる制度で、景観法に規定されています。

このたび、まちづくりが進む「ゆめみヶ丘岸和田（岸和田丘陵地区）」において、次のとおり景観協定を認可しました。詳しくはホームページをご覧ください。

1. 「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」の区域について



●景観協定の区域

岸和田市山直中町 1343 番 2 他

(南部大阪都市計画事業岸和田市丘陵土地区画整理事業地内保留地 A 5 街区 1 - 1 他)

●景観協定の認可及び告示

平成 31 (2019) 年 3 月 14 日 認可 (認可番号: 岸和田市景観協定認可第 1 号)

平成 31 (2019) 年 3 月 14 日 告示 (公告番号: 岸和田市告示第 71 号)

＜ゆめみヶ丘岸和田景観協定に関する問合せ先＞

【ゆめみヶ丘岸和田景観協定運営委員会（岸和田市丘陵土地区画整理組合事務局）】

住所 岸和田市岸の丘町 1 - 34 - 1 ☎072-447-5270 FAX072-447-5271

2. 「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」の主な内容について（他法令での規制内容は除く）

（１）良好な景観の形成のために規定される基準等（抜粋）

①建築物の形態意匠に関する基準	
建築物の階数に関する基準	2 階以下を基本とする
建築物の軒の高さに関する基準	周囲の建築物と揃えるよう配慮する
②建築物の敷地、位置、規模、構造、用途または建築設備に関する基準	
建築物の色彩に関する基準	岸和田市色彩景観誘導マニュアルに規定される「カラーフレームC」を基本とする
附属建築物及び建築設備等に関する基準	不可視化するなど景観に配慮する
③工作物の位置、規模、構造、用途または形態意匠に関する基準	
屋外アンテナに関する基準	屋根（屋上）に設置不可
太陽光発電パネル等に関する基準	景観や反射光への配慮を行い設置する
常夜灯について	防犯や安全に配慮して敷地内に設置する
自動販売機について	屋外への設置不可
④樹林地、草地等の保全または緑化に関する事項	
緑化に関する基準	植栽には周辺環境と調和するよう郷土種を用いることやシンボルツリーを設置する 他
⑤屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準	
屋外広告物の表示等に関する基準	表示面積は 0.3 ㎡以下。自己用のみ 他
⑥その他良好な景観の形成に関する事項	
その他良好な景観形成に必要な事項	ゴミ、防犯、音や振動についての配慮 他

（２）景観協定の有効期間 景観協定の有効期間は15年

（３）景観協定に違反した場合の措置 違反者への措置等について規定

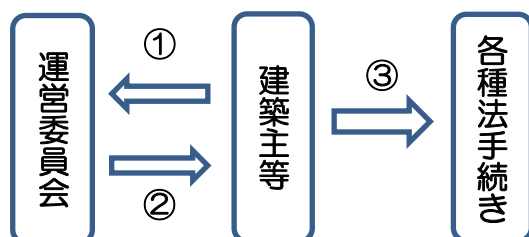
※詳しくは、ゆめみヶ丘岸和田景観協定をご覧ください。

3. 協定区域内での建築行為等について（他法令での手続き等は除く）

景観協定区域内における建築行為等に先立ち、「ゆめみヶ丘岸和田景観協定運営委員会」に建築等計画協議書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

詳しくは「ゆめみヶ丘岸和田景観協定運営委員会」までお問合せ下さい。

＜手続きのフロー＞



①運営委員会へ建築等計画協議書を提出

②運営委員会より建築等計画承認を受理

③建築行為等に必要な各種法手続き

【例】建築確認申請に先立ち、【地区計画内における行為の届出書】や【土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書】などが必要です。